

【別添】

○文部科学省告示第七十三号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が同条第二項の規定により文部科学大臣に届け出る平成二十七年以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十七年度の監査報告書から適用する。

文部大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（昭和五十一年文部省告示第三百三十五号）は、平成二十六年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣 下村 博文

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。